

令和5年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年3月6日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前10時50分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	14番	西山清則
6番	定松弘介	15番	溝上良夫
7番	前田弘次郎	16番	片渕栄二郎
8番	溝口誠		

2. 欠席議員は次のとおりである。

13番 内野さよ子

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	谷川友子
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀
課長補佐 中原賢一
議事係書記 緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

9番 大串武次 10番 吉岡英允

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第4号 白石町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第3 議案第5号 白石町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第6号 白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第7号 白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第8号 白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第9号 白石町うたがき研修施設条例を廃止する条例について
日程第8 議案第10号 学校施設環境改善交付金事業新白石町学校給食センター建築工事請負契約の変更について
日程第9 議案第11号 財産の無償譲渡の変更について

10時50分 開議

○片渕栄二郎議長

これより本日の会議を開きます。

農業委員会局長から、会議規則第2条第1項の規定に準じ、公務のため離席届が出ておりますので報告いたします。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串武次議員、吉岡英允議員の兩名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第4号「白石町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

この個人情報保護法の施行条例制定でございますけども、個人情報ファイルを保有しようとするとき、実施機関である町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会が保有するときは町長の許可を得ると。保有をやめたときも同じく町長の許可を得ると。その後に、この情報を取り扱う事務機関としての事項審査を受けなければいけないということで、4項目あります。そういうこと

で、厳格に個人情報を取り扱うということで制定されると思いますけれども、今までの条例と今回の条例についてどういうふうに中身が変わったのか説明をお願いします。

○千布一夫総務課長

今回の条例の新たな制定ということで、どのようにこれまでと変わったかという御質問でございますが、これまでの条例につきましては、国が示しておりました標準的な内容で本町の個人情報保護条例を制定し、そして運用を行ってきたところでございますが、今回全国的な共通のルールとしての法律の改正が行われ、そして新たに各市町村が施行条例を制定するという事になったわけでございますが、今回の改正を受けましても、今後これまでと同じような取扱いになるということで特に変わりはありません。特に厳格化するということでもございません。これまでと特に変わるようなことではございません。また、役場内の事務手続につきましても従来と同じようなやり方でございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号「白石町個人情報保護法施行条例の制定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第5号「白石町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号「白石町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第6号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第7号「白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

この子どもの医療費の助成、条例の一部改正でありますけれども、特に18歳までの医療費の無料化ということで、今までずっとこのことに関しては議員のほうからも要望をしておりまして、やっと実現をする運びになりました。

それまでいろんなやり取りをする中で、財源が約1,000万円かかるということで、財源が確保できないということで今までできなかったわけでありますけど、今回1,000万円の財源が確保できたということで実現できて、どういうところから財源を用意をされたのか。

そしてまた、この18歳未満ということでありますけれども、高校生とありますけれども、高校生じゃなくて中学を卒業して就労をされている方、それからまた職業がなくの無職の方、そういう方は対象となり得るのか伺いたいと思います。

そしてまた、一部負担となっておりますけども、この一部負担が医療費の全額ということでどういう形になるのか、お答え願いたいと思います。

○坂本博樹企画財政課長

私のほうからは、財源の確保というところでお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど議員おっしゃるとおり、この子どもの医療費の年齢の拡大については、これまで議会のほうでもいろいろと御質問いただいたところがございます。本町におきましても子育て支援というところで、この子どもの医療費の年齢の拡大については検討いたしていたところがございます。県内の状況等も勘案しながら、ぜひ5年度については拡大をしようというようなところで取り組んだところがございます。財源につきましては、まずこの子どもの医療費全体、18歳まで拡大することによって約1,000万円ほどの拡大になりますけど、18歳まで全体の中では約9,400万円程度の予算を今年度の当初予算にお願いをいたしております。

そういった中で、未就学児に、未満児につきましては県費の対象になります。それと、過疎債のソフト分も子どもの医療費事業の財源として活用させていただき、そして残った分については一般財源という形になりますけども、いろいろな事業を精査してこの財源というふうで確保させていただき、今年度年齢の拡充に伴って事業をお願いしたところがございます。

以上です。

○矢川靖章保健福祉課長

今回高校生などへ拡充とさせていただくわけですが、高校生という表現を使って説明をさせていただいておりますが、満18歳に達する年度末のお子さん、16歳、17歳、18歳について助成をしたいと考えております。そこで無職の方であったり、既にお仕事をされている方につきましても対象としたいというふうに思っております。

一部負担につきましては、中学生までが今までどおり1医療機関当たり一月500円を上限として2回までという助成、一部負担のやり方をやっております。高校生まで拡充を今回しますが、高校生につきましても同じような負担のほうをしていただくようになります。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○岸川信義議員

今回子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正されて非常に喜んでるところです。

今年度が初年度になるわけですから、16歳、17歳、18歳の。そうするとまた10月からというふうの実施日がなってますけれども、そのいきさつについて教えてもらっていいでしょうか。

○矢川靖章保健福祉課長

今回拡充をします高校生の人数ですけれども、600人程度いらっしゃるというふうになっております。

それと、実施日のほうを10月からと今質問をいただきましたけれども、実施日は今年の4月1日から、助成については開始をさせていただきます。ただ、償還払いという形、実際高校生につきましては、窓口で一旦3割負担をしていただいて、その領収書を持って役場の保健福祉課の窓口で申請をしていただくというふうな形になります。10月をめどに現物給付化という形で、窓口で負担が少ないような、今までの中学生と同じようなやり方に変えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号「白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第8号「白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

現行であれば知能指数35以下のところについて、今後は知的障がいの程度はAに該当するものというふうに変更があるということで聞いております。その中で、このAというところについて少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○武富 健長寿社会課長

療育手帳の障がいの程度の判定につきましては、県の佐賀県療育手帳取扱要領の中に基準がございまして、程度のAというのは、知能指数がおおむね35以下の児童であって、次のいずれかに該当する者ということで、食事、洗面、排せつ、衣服の着脱等の日常生活の介助を必要とし、社会生活の適応が著しく困難であること、ということの記述がございまして。

また、知能指数35以上の方もA判定を出されるということがございますが、そういったケースにつきましては、肢体不自由児等の方で知能指数がおおむね50以下という方も対象になるということでございます。

そういうことで、県のほうでの要領に基づいた障がいの程度の判定が現在行われているというところでございます。

○友田香将雄議員

現行のところよりも幅広い方に適用はしやすくなったということだったと思います。こちらについては、これも確認なんですけども、もしこういった形で今後相談に来られる場合はどこに行って、例えばこの範囲判定についてどこに決められることなのかどうかというのをも併せてお願いします。

○武富 健長寿社会課長

この療育手帳の交付につきましては、まず町の窓口のほうでの申請ということになります。新規申請の場合につきましては、町のほうで聞き取りを行いまして、その後県の総合福祉センターのほうに進達をするという形になります。その進達した内容が県の審査会のほうで精査をされまして、最終的な判定が行われるという手順でございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号「白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第9号「白石町うたがき研修施設条例を廃止する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○西山清則議員

この条例は廃止されるわけですがけれども、今後研修センター及び歌垣ロッジは解体されるものと思いますけれども、その後に、あの場所は景観にはすばらしいところがありますので、ハート型のモニュメントのようなバラで囲って作れば、カップルの聖地として白石平野を見て幸せが広がるというような、そういったところを望むものですが、そういう考えはないのか伺います。

○吉村大樹商工観光課長

うたがき研修施設条例廃止後の活用ということでございます。

条例、御承認いただいて廃止後は、将来的には解体というふうに考えております。

御存じのとおり歌垣公園は本町の重要な観光資源の一つというふうになっておる、その中で町のパンフレットにも載せておりますが、歌垣公園自体が、若い男女が神々の住む山に集まって短歌等でお互いの思いを伝え合う場所ということで、出会いのパワースポットということで紹介をしております。そういった中で、今後そこの活用については、こういうテーマを考えながら検討していく、あと維持管理も含めたところで、どういった形でそこを活用するかについては検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○西山清則議員

あの場所は、鉄塔もなく、もう白石平野がきれいに見えるところですので、カップルには最適だと思いますので、よろしくお願いします。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号「白石町うたがき研修施設条例を廃止する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第10号「学校施設環境改善交付金事業新白石町学校給食センター建築工事請負契約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

1点伺います。

提案理由を見ておりますと、議会の議決に付すべき契約及び財産のというふうなことで、理由が分かりません。それで、先ほど勉強会資料からの質問なんですけども、これ見ておりますと、変更内容は①、②というふうなことで具体的に書いてありますけども、その変更内容の前の変更理由、何でこの変更内容が必要なのかというふうなことで、変更理由についての答弁をお願いいたします。提案理由ですね。

○出雲 誠学校教育課長

まず、1つ目の現地掘削土の改良の部分ですけども、当初は掘削した泥が砂利混じりの良質の泥とっておりました、改良が必要なく、そのまま盛土材として使えるということを想定しておりました。ところが、実際掘削を試みますと粘性土でありまして、そのままでは盛土材として使えないということが分かりましたので、改良を行い、盛土材として使用するということを考えております。

もう一つが、表面排水を考慮し、20センチ建屋の設置高を高めるというところですが、先ほど申しましたとおり、当初はその敷地そのものがもう随分年数も経過しておりますし、安定しておるものと、またその敷地の材料についても砂利混じりの良質の泥とっておりましたが、非常に粘性土が浅いところからあったということで、このままの状態では1%勾配では不等沈下により水たまりがすぐできるのではなかろうかというところも危惧しまして、建屋の高さを20センチ上げて1.5%程度の勾配を取って排水を良好にするというところで今回このような変更をさせていただいております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

工事をされるわけでありまして、この工事をした後、検証がどうだったのかということで、監査のほうでは工事監査というのがございます、監査委員ですね。あと議会のほうでもそういう、この工事をした効果、それから検証がどういう形でできるものか伺いたいと思います。

○出雲 誠学校教育課長

検証は工事の検証とっておよろしいんですかね。（「工事が終了した後いろいろな問題点があって、それが改善できたかどうか、工事によってですね。そういうのを検証する場があるのかどうか」と呼ぶ者あり）国の補助金を活用しての工事になっておりますので、もちろん適切にできたかというところは最終的には確認をしていきたいとおもっております。よろしいですか。（「それは、監査のほうは工事監査というのがありますのでそれでできますけども、議員の皆さんは、そういう全部済んだと

きに、国の補助金もらって、一応全部終わって、そういう報告の形になりますか。ど
ういう形で、検証としてそういうのが何かありますかね」と呼ぶ者あり)

今まで工事を行った後に議員の皆さん方に検証の報告をしたかどうかというのはち
よっと把握しておりませんが、今回補助金を活用しての国の活用状況の報告、そうい
うところは国にもするような、検証の結果を報告するところがあると思いますので、
そういう形で報告を国等にはしていくような形になるかと思っております。（「分
かりました」と呼ぶ者あり）

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号「学校施設環境改善交付金事業新白石町学校給食センター建築
工事請負契約の変更について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第11号「財産の無償譲渡の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号「財産の無償譲渡の変更について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

11時19分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月6日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 大 串 武 次

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 久 原 雅 紀